保険外併用療養費制度について

平成18年の法改正により創設 (特定療養費制度から範囲拡大)

〇 保険診療との併用が認められている療養

- ① 評価療養
- ② 患者申出療養

保険導入のための評価を行うもの

③ 選定療養 ―――― 保険導入を前提としないもの

保険外併用療養費の仕組み 「評価療養の場合]

基礎的部分

(入院基本料など 保険適用部分) 上乗せ部分

(保険適用外部分)

保険外併用療養費として 医療保険で給付 <u>患者から料金徴収可</u> (自由料金)

※ 保険外併用療養費においては、患者から 料金徴収する際の要件(料金の掲示等)を 明確に定めている。

〇 評価療養

- · 先進医療(先進A:40技術、先進B:60技術 平成28年6月時点)
- 医薬品、医療機器、再生医療等製品の治験に係る診療
- 薬事法承認後で保険収載前の医薬品、医療機器、 再生医療等製品の使用
- ・ 薬価基準収載医薬品の<u>適応外使用</u> (用法・用量・効能・効果の一部変更の承認申請がなされたもの)
- ・ 保険適用医療機器、再生医療等製品の<u>適応外使用</u> (使用目的・効能・効果等の一部変更の承認申請がなされたもの)

〇 患者申出療養

〇 選定療養

- ・ 特別の療養環境(差額ベッド)
- 歯科の金合金等
- 金属床総義歯
- 予約診療
- 時間外診療
- 大病院の初診
- ・ 大病院の再診
- 小児う蝕の指導管理
- 180日以上の入院
- 制限回数を超える医療行為